

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

改正労働者派遣法（法第 23 条第 5 項）の規定のより事業報告書（2024 年 4 月～2025 年 3 月）の内容に基づき、以下の通りマージン率等について情報提供いたします。

マージン率は以下の計算式で算出しております。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

1：派遣労働者数・派遣先事業所数・マージン率

労働者派遣事業所 所在地	派遣労働者数	派遣先事業所数	マージン率	派遣料金の一人当たり の平均額(1日8時間換算)	派遣労働者の賃金 の平均額(1日8時間換算)
株式会社 ウイズ 本社 広島県三次市三良坂町田利261-5	2 人	2 社	26.6 %	14,310 円	10,500 円
株式会社 ウイズ 大阪営業所 大阪府茨木市穂積台12-507	2 人	1 社	24.1 %	14,240 円	10,800 円

* マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

▼派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担

▼派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有休を取得した際の賃金は派遣会社が負担

▼派遣労働者の賞与 ※対象者のみ

▼募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生などの費用が発生

▼その他経費

その他にも社員の人件費、法定手続費用、健康診断費用、事業運営に必要なシステムの維持費など、事業運営のために必要な経費

2：派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア・コンサルティング窓口 TEL 0824-44-2815 （担当：専務取締役 藤原 愛美）

本社	大阪営業所
▼新規採用者訓練	▼入職時研修(就業規則、労働条件、安全衛生、現場見学)
▼介護研修：（初級、中級、上級）	▼ビジネスマナー研修
▼リーダー研修	▼現場研修（初級、中級、上級）
▼フォローアップ研修	▼フォローアップ研修
共通	
▼希望する派遣労働者へのキャリアコンサルティングの実施	
▼派遣労働者への雇用安定措置の実施	

3：労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間の終期 （ 2026 年 3 月 31 日 ）